株式会社カワマツ 介護事業部



- ★介護職員等特定処遇改善加算とは
- ★介護職員処遇改善加算 I -Ⅲの違い
- ★介護職員等特定処遇改善加算ⅠとⅡの違い
- ★ホームページ見える化とは
- ★特定処遇改善加算の取得に伴う取り組みについて(見える化)

★介護職員等特定処遇改善加算とは

2019年10月から消費税率引き上げに伴う増収分を財源として、(従前の【介護職員処遇改善加算】 I-IIを取得している介護サービス事業所・施設(以下、介護事業所等)において、おもに「勤続10年以上の介護福祉士」の処遇改善を行うための原資を提供するものです。

★介護職員等特定処遇改善加算を取得するには

- (1)介護職員処遇改善加算Ⅰ-Ⅲを取得している。
- (2)介護職員処遇改善加算の職場環境等要件における「資質の向上」「労働環境・処遇の改善」「その他」のそれぞれを1項目以上実施している。
- (3) 介護職員処遇改善加算に基づく取り組みをホームページに掲載するなど「見える化」をしている。

★介護職員処遇改善加算 [-Ⅲの違い

介護職員処遇改善加算

※職場環境等要件 介護職員処遇改善加算を 取得するにあたっては、 賃金改善等の処遇改善 の内容等について、雇用 する全ての介護職員へ 周知することが必要です。

	1 1 27 / 121		
要件 Ⅰ	要件Ⅱ	要件Ⅲ	l,
職位.職真.職務内容に心した仕用要 性と賃金休系の整備すること	参告に F(ハルか(ハ)計画を帯にし、	経験若しくは資格等に応じて昇給する仕組み又は一定の基準に基づき定期に昇給を判定する仕組みを設けること	

介護職員処遇改善加算に係る加算について

サービフ区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算表		
サービス区力	加算 I	加算Ⅱ	加算Ⅲ
小規模多機能型居宅介護	10.2%	7.4%	4.1%
地域密着型通所介護	5.9%	4.3%	2.3%

ご利用の総単位数に 応じて介護報酬単位数 (加算 I -加算皿)を 加算します。

★介護職員等特定処遇改善加算ⅠとⅡの違い

※特定 [の場合

上記の内容に併せて、サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のこれらの所得状況に応じて特定 [の加算となる。

※特定Ⅱの場合

上記の内容に併せて、サービス提供体制強化加算(最も高い区分)、特定事業所加算、日常生活継続支援加算、入居継続支援加算のこれらの所得条件に満たない場合は特定IIの加算となる。

介護職員処遇改善加算に係る加算について

サービフ区分	介護職員処遇改善加算の区分に応じた加算表	
り一しス区力	加算Ⅰ	加算Ⅱ
小規模多機能型居宅介護	1.5%	1.2%
地域密着型通所介護	1.2%	1.0%

ご利用の総単位数に 応じて介護報酬単位数 (加算I-加算II)を 加算します。

★ホームページ見える化とは

賃金以外の処遇改善に関する具体的な取り組み内容を、介護サービス情報公表システムや事業者 が運営するホームページ等を媒体として、外部から見える形で公表することを意味しています。

★特定処遇改善加算の取得に伴う取り組みについて(見える化)

特定処遇改善加算の取得に伴う処遇改善について

(1)配分対象: 以下のとおり定めた定義に基づき、各人毎に区分し支給する。

(1) 60/3/3/3/ 9/1 3/C 00 3/C 3/C 2/3/C 2/3 C C 3/C C 3		
Aグループ	介護福祉士の資格を有し介護職員として勤続5年以上(同法人における実務経験を含む)の者。	
	また、介護職員として勤続10年以上(同法人における実務経験を含む)の者。	
B' J J J J G G G G G G G G	経験・技能のある介護職員を除く介護職員であって、経験年数、在籍期間、職務能力、勤務状況等を	
	考慮したうえで会社が定める者。	
Cグループ	介護職員以外の職員	

(2)取得状況

施設名	加算区分	
小規模多機能ホームハピケアこすど	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ
デイホームハピケア縁(えにし)	介護職員処遇改善加算Ⅰ	介護職員等特定処遇改善加算Ⅱ

(3) 賃金以外の処遇改善に関する具体的な取組内容(職場環境要件)について

<u>()</u>	(3) 負金以外の処理以告に関する具体的な取組内台(映场環境安计)について	
分類	内容	
	働きながら介護福祉士取得を目指す者に対する実務者研修受講支援や、より専門性の高い介護技術を	
 資質の向上	取得しようとする者に対する喀痰吸引、認知症ケア、サービス提供責任者研修、中堅職員に対する	
貝貝リカリエ	マネジメント研修の受講支援(研修受講時の他の介護職員の負担を軽減するための代替職員確保	
	を含む)	
	ICT活用(ケア内容や申し送り事項の共有(事業所内に加えタブレット端末を活用し訪問先でアク	
	セスを可能にすること等を含む)による介護職員の事務負担軽減、個々の利用者へのサービス履歴・	
	訪問介護員の出勤よるサービス提供責任者のシフト管理に係る事務負担軽減、利用者情報蓄積による	
労働環境・	利用者個々の特性に応じたサービス提供等)による業務省力化	
処遇の改善	ミーティング等による職場内コミュニケーションの円滑化による個々の介護職員の気づきを踏まえた	
	勤務環境やケア内容の改善	
	健康診断・こころの健康等の健康管理面の強化、職員休憩室・分煙スペース等の整備	
i i	その他:子育てとの両立を目指す者のための企業主導型保育施設の整備	
その他	中途採用者(他産業からの転職者、主婦層、中高年齢者等)に特化した人事制度の確立(勤務シフトの配慮、短時間正規職員制度の導入等)	